

別記様式第1号の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

川崎市消防長 殿

統括 防火 管理者
 防災
 住 所 _____

氏 名 _____

別添のとおり、全体についての 防火
 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）		令別表第1	() 項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）			
受 付 欄*	経 過 欄*		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

全体についての防火管理に係る消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この全体についての防火管理に係る消防計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、（以下「当該建物」という。）の管理権原者の協議により、建物全体の統括防火管理業務を行うのに必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての防火管理に係る消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該建物に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 当該建物の防火管理業務を受託している者
- (3) 当該建物及び敷地内の全て

第2章 協議会の設置等

(協議会の設置)

第3条 当該建物の防火管理業務を円滑に運営するために、当該建物の事業所の管理権原者を構成員として、統括防火管理協議会（以下「会」という。）を設置するものとする。

(会の構成員)

第4条 会の構成員は別表1のとおりとする。

(会の設置等)

第5条 会の事務局は、当該建物に置くものとし、代表者（以下「会長」という。）及び統括防火管理者の指示のもとで、会の事務を行うものとする。

(会長等の責務)

第6条 会の会長は、別表1のとおりとする。

2 副会長は、別表1のとおりとする。

3 会長は、各事業所の管理権原者と相互に意思の疎通を図るとともに、統括防火管理者に防火上必要な指示、命令をすることができる。

4 会長は、各会構成員の管理権原の及ぶ範囲を把握する。

5 会長は、次の事項を変更した場合、消防署に届出をする。

(1) 会の構成員の管理権原者を変更したとき。

(2) 会長又は統括防火管理者を変更したとき。

(3) 建物全体についての防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更

- ア 受託者の氏名及び住所
- イ 受託方式
- ウ 受託者の行う防火管理業務の範囲
- エ 受託者の行う防火管理業務の方法

(4) 会の事項において重大な変更をしたとき。

6 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代行する。

(会の事業)

第7条 会は、共同で建物全体の防火管理を行うための基本的事項について協議し、決定するほか、次の事項について審議及び研究するものとする。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の審議及び承認に関すること。
- (2) 統括防火管理者の選任に関すること。
- (3) 消防法令等防火管理業務に関する法令の研究に関すること。
- (4) 自衛消防の組織の整備及び訓練の実施方法等の研究に関すること。
- (5) 廊下等の共用部分の管理方法等の研究に関すること。
- (6) 全体についての防火管理に係る消防計画の効果的実施についての審議及び承認に関すること。
- (7) 地震、警戒宣言が発令された場合の対応についての研究に関すること。
- (8) 全体の訓練及びその結果の見直しに関すること。
- (9) その他会の運営に関すること。

(会の開催)

第8条 会の開催は、定例会及び臨時会とするものとする。

- (1) 定例会は、年 回とし 月と 月とする。
- (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

第3章 統括防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の選任)

第9条 統括防火管理者は、統括防火管理者選任(解任)届出書によるものとする。

2 会長は、会で協議され承認された統括防火管理者選任(解任)届出書を、会の構成員を代表して所轄消防署に届け出るものとする。

(統括防火管理者の権限と責務)

第10条 統括防火管理者は、この全体についての防火管理に係る消防計画の実行についての全ての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の作成又は変更に関すること。
- (2) 各事業所の防火管理者、防火担当責任者(以下「防火管理者等」という。)及び防火管理業務に従事する者に対する指示、命令並びに必要な報告に関すること。
- (3) 自衛消防訓練の実施に関すること。
- (4) 会の構成員等への防火管理上必要な事項の報告、助言に関すること。
- (5) 工事中の安全対策に関すること。

- (6) 火気使用制限及び禁止に関すること。
 - ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - イ 火気使用場所及び火気使用禁止場所の指定
 - ウ その他必要な場合における火気使用の制限又は禁止及び危険な場所への立入禁止
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関への届出又は連絡を行うとともに、火災予防上必要な措置を命ずることができる。

(各事業所の管理権原者の責務)

第11条 各事業所の管理権原者は、会の構成員として、建物全体の安全性を高めるように努めなければならない。

(各事業所の防火管理者の責務)

第12条 防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けなければならない。

- (1) 防火管理者を選任又は解任したとき。
- (2) 消防計画を作成又は変更したとき。
- (3) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）を実施するとき。
- (4) 消防用設備等の法定点検を実施したとき。
- (5) 用途及び設備を変更したとき。
- (6) 内装改修、改築等の工事を行うとき。
- (7) 大量の可燃物の搬入、搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取扱うとき。
- (8) 臨時に火気を使用するとき。
- (9) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備・器具」という。）又は電気設備の設置、改修等を行うとき。
- (10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
- (11) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき。
- (12) 防火管理業務の一部を委託するとき。
- (13) その他火災予防上必要な事項
 - ア 催物を開催するとき。
 - イ 統括防火管理者から指示、命令されたとき。

2 防火管理者は、全体についての防火管理に係る消防計画に基づき、各自の事業所の消防計画を作成し防火管理業務を行わなければならない。

3 防火管理者は、相互の連絡を保ち協力しなければならない。

(全体についての防火管理業務の一部委託) [該当 ・ 非該当]

第13条 会長は、委託を受けて建物全体についての防火管理に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、会長、統括防火管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した建物全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。

第4章 全体についての防火管理に係る消防計画に基づく訓練等

(点検、検査)

第14条 防火対象物・消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査は、次による。

(1) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）

ア 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）は、各事業所の管理権原の及ぶ範囲について各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 点検を実施する場合は、各事業所の防火管理者は点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、 の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、点検業者に委託して行う。

(3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、共用部分については、 、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等は各事業所の消防計画による。

(4) 建物・電気設備等の点検・検査等

ア 建物・電気設備等の定期検査等は、 の責任により行う。

イ 建物、電気設備、火気設備器具、避難設備及び防火設備等の自主点検は、共用部分については、 、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

ウ 自主点検を実施する方法、時期等は、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第15条 統括防火管理者及び各事業所の管理権原者又は防火管理者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳を作成、整備及び保管する。

(不備欠陥箇所の改修)

第16条 消防用設備等の点検及び建物の検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、第14条に規定する管理権原者が行うものとする。

- 2 自主点検・検査及び消防用設備等の法定点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、統括防火管理者又は各事業所の防火管理者等は、改修計画を樹立し、改修を行うものとする。

(従業員等の遵守事項)

第17条 従業員等が火気使用設備・器具を使用するときの遵守すべき事項については、各事業所の消防計画に定めること。

(工事中の安全対策)

第18条 会長は、複数の事業所(共用部分も含む。)にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、統括防火管理者及び当該工事を行う防火管理者と協力して、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を作成させ届出をする。

(自衛消防訓練)

第19条 統括防火管理者は、次により、総合訓練を 月、 月に実施する。

- 2 統括防火管理者は、訓練を実施する場合は、事前に所轄消防署へ「消防訓練実施計画報告書」を届出するものとする。
- 3 統括防火管理者は、訓練の実施結果について、訓練の内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次の訓練に反映させる。また、訓練を実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

第5章 避難施設の維持管理等

(避難施設等における遵守事項)

第20条 防火管理者、従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路等の避難施設

- ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- イ 床面は、避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できるとともに、開放した戸が廊下等の幅員を避難上有効に確保できること。

(2) 火災が発生したときの延焼防止、又は有効な消防活動を確保するための防火施設

- ア 防火戸及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。なお、防火戸の開閉範囲とその他の部分とは色別しておくこと。
 - イ 防火戸に接近して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 避難施設又は防火施設の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去しなければならない。なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

(避難経路図の管理)

第21条 防火管理者は、避難経路図を作成し、各事業所の消防計画により掲出するとともに、これを自衛消防組織及び従業員に周知する。

害に対処するものとする。

- 2 本部隊の活動は、建物内の全ての地区の火災等に対処し、地区隊の担当者と協力して、自衛消防活動を行うものとする。
- 3 地区隊の活動は、火災等の発生した地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに自衛消防活動を行うものとする。
- 4 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令を受けた地区隊を除いて全て避難誘導にあたるものとする。
- 5 消防隊が到着したときは、本部隊員が火災の延焼状況、逃げ遅れの有無その他の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行うものとする。
- 6 休日、夜間等に災害が発生した場合には、在館中の自衛消防隊員と従業員全員が協力して自衛消防隊の任務を行うものとする。
- 7 地区隊の活動方法等は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(震災に備えての予防措置)

第26条 防火管理者は、各事業所の消防計画に基づき、地震による災害を未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(震災時の報告等)

第27条 防火管理者等は、消防計画に基づく安全措置を講じ、被害の状況及び建物、火気使用設備・器具等の点検結果を統括防火管理者に報告するものとする。

- 2 地震発生直後、統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、自衛消防隊へ被害に対する応急措置を行わせる等必要な指示をするものとする。

(震災時の活動)

第28条 震災時の消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は被害の最も大きな場所を最優先に活動するほか、次の各号に定める情報収集等に努めるものとする。

(1) 情報収集

ア 本部隊の通報連絡班は、周辺の被災状況を把握し、その情報を地区隊に連絡するとともにその対応措置を指示するものとする。

イ 地区隊の通報連絡担当は、それぞれの地区の被災状況を本部隊に報告するものとする。

(2) 救出救護

応急救護班(担当)は、倒壊建物等の下敷きとなった人の救出救護活動にあたるものとする。

(3) 避難誘導

ア 本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導担当と協力し、避難場所に誘導するものとする。

イ 地区隊の避難誘導担当は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊に報告するものとする。

(警戒宣言発令時の対策)

第29条 統括防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合には、次の各号に

定めることを実施するものとする。

(1) 警戒本部を設置し、自衛消防隊は別表2に定める任務を実施するものとする。

(2) 各防火管理者に対して、指示、命令又は報告を求めることができる。

(3) 地震予知情報等を会の会長に報告するとともに、各事業所の管理権原者に周知するものとする。

2 情報の伝達は、報道機関等からの正確な情報をもとに自衛消防隊長等が確認の上、在館者に伝達するものとする。

3 休日、夜間等に警戒宣言が発せられた場合には、在館中の自衛消防隊員と従業員全員が協力して自衛消防隊の任務を行うものとする。

4 警戒宣言が発せられた場合の伝達は、混乱を防止するため、避難誘導班の配置完了後に行うものとする。

5 避難誘導担当は、携帯拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な避難誘導を行うものとする。

第7章 教育

(防災教育の実施時期)

第30条 防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者及び実施回数は次によるものとする。

実施対象者	実施時期	実施責任者	実施回数
従業員等	各事業所の消防計画による	各事業所の防火管理者	各事業所の消防計画による
防火管理業務に従事する者	春秋の火災予防運動時	統括防火管理者	年2回

(防災教育内容)

第31条 防火管理業務に従事する者に対する防災教育は、次によるものとする。

(1) 全体についての防火管理に係る消防計画の周知徹底

(2) 各事業所の責任範囲とその責務

(3) 自衛消防隊の編成とその任務、活動要領

(4) 防災設備、消防用設備等の機能及び取扱い要領

(5) 震災対策に関する事項

(雑則)

第32条 会において必要な経費は、その都度審議し経費の分担を定める。

附 則

この協議事項は、 年 月 日から施行する。